

令和4年度 第1回定期監査（令和4年7月1日報告） 【指摘事項】
 対象部局：こども部、農林部、会計課、議会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 保育課	<p>1 収入事務について (1) 現金取扱事務 出納員等の報告に適切でないものがあった。 出納員となる者は、郡山市財務規則第95条の2の規定により、当該課等に属する出納員等について、出納員等報告書により会計管理者及び市長に報告しなければならないが、出納員等の報告に適切でないものがあった。</p> <p>ア 出納員等の報告を規定された者でない者が行っていたもの</p>	措置 (完了)	<p>各保育所の出納員等については、各保育所長が会計管理者及び市長に報告をすべきところ、根拠法令の確認不足により、すべての保育所分を保育課長が報告しておりました。</p> <p>令和4年度の出納員等報告書も同様の取り扱いとしてしまっていたため、改めて報告いたしました。</p> <p>次年度からは、保育所長が報告するよう徹底し、適切な事務に努めてまいります。</p> <p>令和4年11月30日措置通知 市長</p>
2 総合地方卸売市場管理事務所	イ 出納員等の報告が漏れていたもの	措置 (完了)	<p>指摘のあった点については、現金を取扱う職員のうち一名を分任出納員として報告することを失念していたことが原因です。</p> <p>上記のことを踏まえ、今年度は、現金を取扱う職員については、出納員等報告書による報告漏れがないように職員の事務と出納員等報告書の突合を次長と係長で行い、分任出納員として報告していることを確認しました。</p> <p>また、報告の際の漏れを防ぐために事務分担表に現金取扱いの区分を設け、適正な事務処理を行えるようにしました。</p> <p>令和4年11月30日措置通知 市長</p>
3 こども家庭未来課（こども家庭支援課）	<p>2 支出事務について (1) 支出一般 ア 研修負担金を職員が立て替えて支払っているものがあった。 地方自治法第232条の5第2項の規定により、普通地方公共団体の支出は、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってすることができるとされているが、これらによらず、私費での立替払により研修負担金の支出をしているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>今般の研修負担金の職員の立替払につきましては、支払方法について受講予定者と庶務担当者が十分に確認を行わなかったことが原因です。</p> <p>指摘以降は、研修申込前に、係長を含め庶務担当者、受講予定者で費用等の支払い方法について確認した上で手続きをすることとし、再発防止に努めております。</p> <p>令和4年11月30日措置通知 市長</p>
4 元気な遊びのひろば	<p>イ 消耗品の購入において、金額に誤りのある見積書、納品書及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。 支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めるときに支出命令をするものであるが、金額に誤りのある見積書、納品書及び請求書を受領し、過大に支出命令をしているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>担当者が金額を十分確認しないまま、金額に誤りのある見積書、納品書及び請求書を受領し、支出命令をしたことにつきましては、過大に支出してしまった分について、相手方に説明をし、過払い分の戻入を受けております。</p> <p>指摘以降は、見積書、納品書及び請求書につきましては、複数名により検算及びチェックを行うこととし、再発防止に努めております。</p> <p>令和4年11月30日措置通知 市長</p>
5 永盛保育所	<p>ウ 賄材料の購入において、金額に誤りのある納品書及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。 支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めるときに支出命令をするものであるが、金額に誤りのある納品書及び請求書を受領し、過大に支出命令をしているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>納品書の確認が不十分だったために、金額に誤りのある納品書及び請求書を受領し、過大に支出をしておりました。</p> <p>指摘のありました件については速やかに過払い分の戻入を受けております。</p> <p>指摘以降は、納品書等の複数名による確認を徹底し、適正な支出事務に努めております。</p> <p>令和4年11月30日措置通知 市長</p>

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
6 香久池保育所	<p>エ 消耗品等の購入において、支払いをしていないものがあつた。 支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めるときは、直ちに支出命令を出納機関に対して発しなければならないが、書類不備のため、出納機関（会計課）より返付となっていたにも関わらず、その後、支出事務をしていないものがあつた。</p>	措置（完了）	<p>書類不備のために支出処理が滞っていることに気づかずに支払いされたものと誤認し、支払いがされないままとなっておりました。 指摘のありました件については、事実判明後速やかに相手方に説明の上、支払いを行いました。 今後におきましては、保育所職員を対象とした財務会計に係る研修を受講するなど、適切な財務会計処理について知識を深めるとともに、返付の状況を定期的に確認し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>令和4年11月30日措置通知 市長</p>
7 こども政策課	<p>(2) 補助金等交付事務 補助金の額の確定事務に適切でないものがあつた。 補助金の額の確定は、郡山市補助金等の交付に関する規則第15条第1項の規定により、実績報告に係る書類等を審査し、当該補助事業等の成果が交付決定の内容に適合すると認める場合に行うが、事業内容が変更になったにも関わらず、補助事業等内容変更等承認申請書の提出を求めず額を確定しているものがあつた。</p>	措置（完了）	<p>補助事業者の事業一部中止について、補助事業等内容変更等承認申請がないにも関わらず、変更申請書の提出を求めることを失念し、補助金の額を決定しておりました。 今後は、上半期終了時点における収支状況や、理事会等の開催において事業の進捗状況を確認するなど、補助事業の進捗状況の把握に努め、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>令和4年11月30日措置通知 市長</p>
8 園芸畜産振興課	<p>3 契約事務について (1) 契約締結事務 ア 変更契約書を作成していないものがあつた。 契約権者は、郡山市契約規則第20条第2項の規定により、約定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約の相手方と契約の変更に關する契約を締結しなければならないが、契約相手方との協議のみで、変更契約書を作成していません。 また、事前に費用の再積算を行い、契約金額の妥当性を検討した上で契約相手方と協議すべきものであるが、これを行っていません。</p>	措置（完了）	<p>指摘のありました契約締結事務については、契約事務の認識不足により、変更契約書の作成や費用の再積算について失念しておりました。 指摘後は、所属内で勉強会を実施し、「郡山市契約規則」に基づく変更契約書の作成や費用の再積算等について再確認しました。 また、各契約において、監督員による業務の執行管理や検査時に変更契約の必要性を含め、係長と課長補佐によるダブルチェックを行い、最終的には課長が確認するよう徹底しました。</p> <p>令和4年11月30日措置通知 市長</p>
9 会計課	<p>イ 内容に誤りのある積算書を作成し、契約を締結しているものがあつた。 郡山市契約規則第39条の3第1項に掲げるもの以外の契約については、書面による予定価格の積算をしなければならないが、内容に誤りのある積算書を作成し、契約を締結しているものがあつた。</p>	措置（完了）	<p>今回指摘のありました積算書については、正しい積算書を添付すべきところ、試算段階の積算書を添付したことにより積算内容の一部誤りが生じたものでありますが、正しい積算書との設計合計金額に相違がなかったことから、予定価格に変更はなかったものであります。 令和4年度については、適正に処理したところであり、今後とも、積算書作成段階において詳細な内容までを複数名で確認するとともに、決裁ルート以外の職員を含めたチェック体制の強化を図るなど、適切な事務執行、再発防止に努めてまいります。</p> <p>令和4年11月30日措置通知 市長</p>